

# 三重県公報

号 外  
昭和46年10月30日  
土 曜 日

## 目 次

### 規 則

- 三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (財 政 課) 1

## 規 則

### ● 三重県規則第廿二号

三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
昭和四十六年十月三十日

三重県知事 田 中 覚

三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

三重県証紙条例施行規則(昭和四十四年三重県規則第八号)の一部を次のよ  
うに改正する。

別表第一第一項第二十一号の二の次に次の一号を加える。

二十一の三 採石法施行令(昭和四十六年政令第二百七十九号)第二条に規  
定する手数料

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学事文書課長

課長補佐

文書課長

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 350円

1箇年 4,200円

昭和46年10月30日印刷発行  
津市広明町13番地 (電代Ⓔ1111)

三重県庁  
印刷 三重県総務部学事文書課